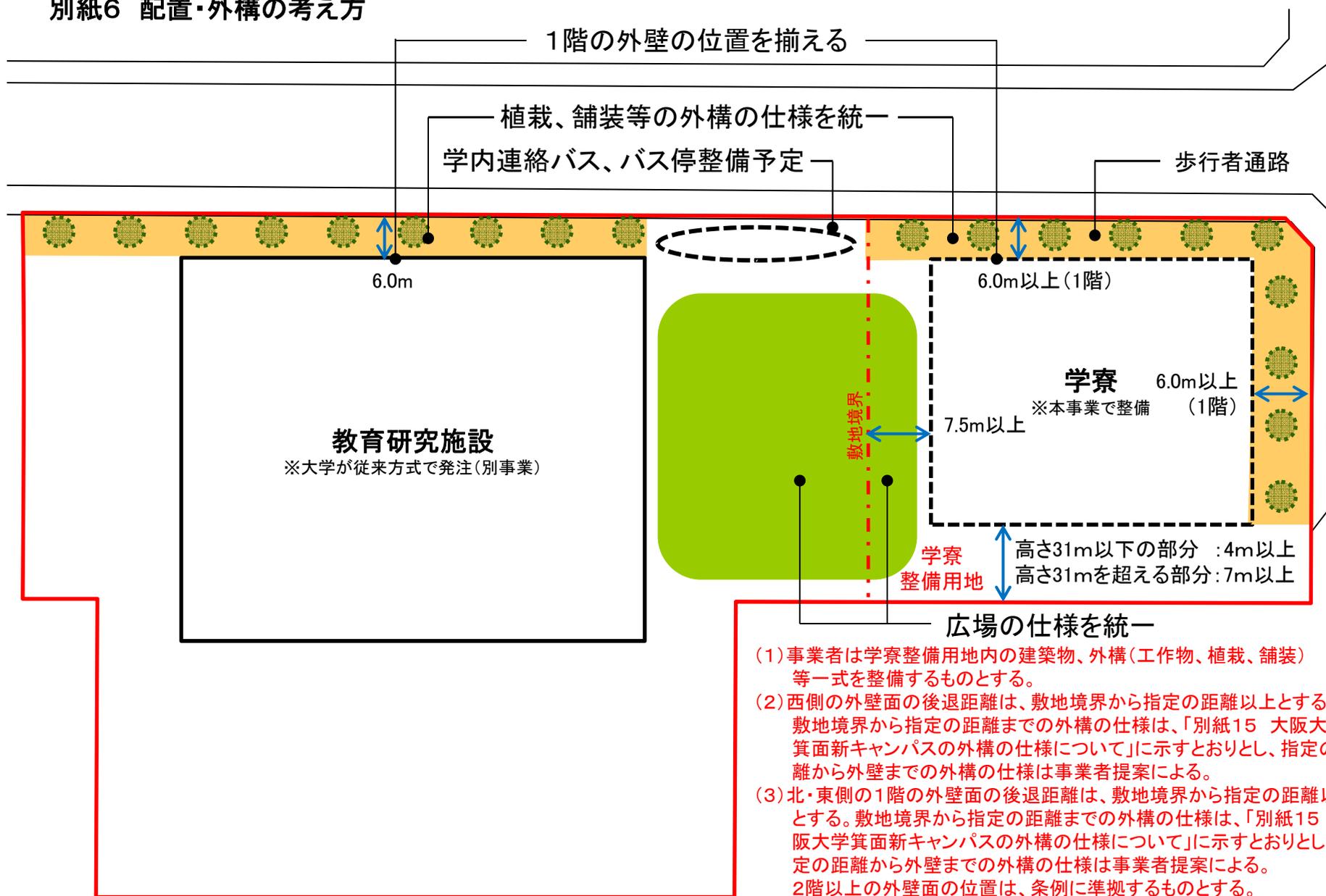


## 別紙6 配置・外構の考え方



- (1) 事業者は学寮整備用地内の建築物、外構(工作物、植栽、舗装)等一式を整備するものとする。
- (2) 西側の外壁面の後退距離は、敷地境界から指定の距離以上とする。敷地境界から指定の距離までの外構の仕様は、「別紙15 大阪大学箕面新キャンパスの外構の仕様について」に示すとおりとし、指定の距離から外壁までの外構の仕様は事業者提案による。
- (3) 北・東側の1階の外壁面の後退距離は、敷地境界から指定の距離以上とする。敷地境界から指定の距離までの外構の仕様は、「別紙15 大阪大学箕面新キャンパスの外構の仕様について」に示すとおりとし、指定の距離から外壁までの外構の仕様は事業者提案による。2階以上の外壁面の位置は、条例に準拠するものとする。
- (4) 南側の外壁面の位置は、条例に準拠するものとする。